

土浦市こども計画（案）に係る パブリック・コメントの実施結果について

1 結果概要

募集期間	令和6年12月11日（水）～令和7年1月8日（水）
意見提出者数	3人
意見件数	7件
市ホームページ 閲覧数	212件

2 提出された意見とその意見に対する考え方

No	該当 ページ	意見の内容	意見に対する考え方
1	9	<p>2章「こどもを取り巻く状況」の1（3）③「合計特殊出生率の推移」に関して、土浦市では女性の年齢別就業率が全国や他県と変わらず、18～29歳の人口は増加しているにもかかわらず、出生率が低いのは、若者支援の方向性が間違っているのではないかと懸念されています。</p> <p>アンケート結果では、母親のフルタイムで働く割合が増加しているにもかかわらず、「子育てで出費がかさむ」「育児費用の補助を充実してほしい」といった声が多い。子育て世代が卑しくなったわけではなく、社会保険料や消費税の増加、扶養控除廃止などで、現在の子育て世代は経済的に圧迫されていることが背景にある。</p> <p>出生数が減少し続けており、地域の未来に危機感が高まる中、出生数回復を最優先課題として、出産祝い金の支給や保育料の無料化、新生児特別会計の設立など、具体的な支援策を講じる必要がある。</p>	<p>子育て世帯の多くが経済的支援を望んでいることについては、ご意見のとおりと考えており、これまでも「出産・子育て応援給付金」の給付など、子育て支援に積極的に取り組んできたところですが、出生数は減少傾向となっています。</p> <p>今回ご意見をいただいた出産祝い金などの施策については、既に他の自治体や諸外国において取組事例があるものの、出生数の回復効果は限定的であり、経済的支援だけでは少子化問題の解決につながらないことが指摘されています。</p> <p>少子化の背景には、経済的基盤の不安定化や価値観の多様化など様々な要因があると考えられ、その対策は非常に難しい課題ですが、真に効果のある対策が実施できるよう、当事者であるこどもや若者の意見も取り入れながら、施策の検討を進めていきます。</p>

No	該当ページ	意見の内容	意見に対する考え方
2	65	<p>基本施策1「子育て・子育てを支援します」の(6)「安全・安心な環境づくり」に関して、ひとり親家庭やヤングケアラーの支援については、こども中心として考え、保護者の送迎ありきではなく、支援先へこどもがひとりでも行ける移動手段及び安全の確保を検討してほしい。</p>	<p>市が実施する事業の中には、別冊のNo2学習支援事業のように、保護者との関わりを重視する観点から、こどもが一人で行ける状況であっても、保護者の送迎を原則としているものがあります。</p> <p>しかし、ひとり親やヤングケアラーの家庭では、保護者が支援先までこどもを送迎することが難しい場合も考えられるため、一人でも多くのこどもを支援できるよう、柔軟な対応を検討していきます。</p>
3	92	<p>5章「教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業」の3「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策」について、利用者側からみると必要性が分からないものがある。また、利用条件や手続きの心理的な負担が、利用者が少ない原因であると考え。利用者の声を十分に反映しておらず、支援事業の実施後に改善やフォローが行われないなど、PDCAサイクルが機能していないと感じる。</p> <p>最初の出産から15年が経過したが、まだまだ知らない内容が多かった。当事者が何に困っているか、よく調査したほうが良い。民間の力も活用すべきである。</p> <p>経済的に不安を抱えている方が多い中、ただ施設整備や助成金の支給を行うのではなく、親、こども、若者に対して、教育の場や正しい情報を得る機会などを平等に提供するために税金を使うべきと考える。</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業は、国がその必要性等を検討し、地域の実情に応じて各自治体を実施することを法律により義務付けているものです。各事業の意味や目的については、5章の3(1)～(19)の【概要】部分に記載しています。</p> <p>今後は、今回いただいたご意見も含め、当事者のニーズや意見の把握に努めながら、事業の実施方法や周知等について改善を進めていきます。</p>
4	108	<p>6章「推進体制」の2「計画の評価・進捗管理」に関して、こども、青年及び保護者の意見も取り入れてほしい。</p>	<p>6章「推進体制」の1「計画の推進に向けて」にも記載しているとおり、市は、こども施策の策定・実施・評価に際して、こどもや若者、子育て当事者の意見を反映することが法律で義務付けられていることから、イメージ図中「こども・若者の意見聴取」を「こども・若者・子育て当事者の意見聴取」に修正します。</p>

No	該当ページ	意見の内容	意見に対する考え方
5	別冊	計画関連事業一覧について、全体的に、事業の利用を希望する人が利用できているのか、定期的な効果検証を実施してはどうか。	<p>6章「推進体制」の2「計画の評価・進捗管理」に記載のとおり、計画の進捗状況（事業の実施状況）については、毎年度「土浦市子ども・子育て会議」で成果や課題について報告し、評価を受けることとしています。</p> <p>市では、この評価を受けて施策の充実や見直しを行い、計画の円滑な推進に努めます。</p>
6	別冊4	計画関連事業のNo44「子どもを守る110番の家の設置」について、実際に機能しているのか疑問を感じる。	<p>「子どもを守る110番の家」は、子どもたちが知らない人から声掛けやつきまとい、痴漢などの被害を受けたときに逃げ込むことができる場所を設置するもので、全国的に展開されている事業です。茨城県においては、『茨城県子どもを守る110番の家ネットワーク』を中心に、警察や教育行政の関係機関が連携しながら推進しています。</p> <p>一般家庭や個人商店への設置依頼は学校等を通じて行われており、令和6年度現在、市内には約2,200件が設置登録されています。</p> <p>市では年間数件の利用実績がありますが、「地域全体で子どもを守る」という意識を高め、犯罪が起きにくい環境づくりを進めるためにも必要な事業であることから、引き続き実施していきます。</p>
7	別冊4	計画関連事業のNo46「通学路の安全点検調査の推進」について、危険箇所の周知を子どもに対して実施しているか。	<p>市では、令和3年に策定した「土浦市通学路安全プログラム」に基づき、市の教育委員会その他の関係課、市内の関係団体、茨城県警察及び国土交通省の関係機関で構成する協議会を組織して、通学路の安全確保に取り組んでいます。</p> <p>通学路の危険箇所については、各学校で情報を集約して協議会に報告する仕組みとなっており、通学班単位で作成する通学路マップには児童が自ら危険箇所の書込みを行うなど、通学路の安全について意識する機会を設けています。</p>